

百五十拾圓（市價五千圓）を寄附。本校は、井島獎學資金規定を設け、右資金利子を、學資金に乏しき本校生徒又は大學在學中の本校卒業生にして、人物堅實學力優秀身體強健なる者に給與することになつてゐる。而して昭和七年二月九日、熊本縣官房主事は、本校學校長宛、その篤志に對して、御下賜の褒狀傳達方を依頼してゐる。

◇侯爵細川家 昭和七年十月二十七日、改訂肥後藩國事史料十冊（代價金五十圓）を寄附。

◇故平塚忠之助先生記念會 昭和十年十月二十一日付を以て、本校教授藤田繁一氏は、同會を代表して、獎學金一千一百十圓の寄附願出。現金又は有價證券として、永く之を保管し、年々物理關係の書籍等を購入、同會の印を捺したる上、廣く生徒に繙讀せしめんとするものである。

十一 卒業式より敍別式まで

卒業式に就いては、第一回以後、必要に應じて屢述べた通り、本校は固より、熊本縣に於ける年中行事の主なる一つであつて、第六回卒業證書授與式の記録に依れば、奏樂まで加へてある。然るに、年と共に本邦の人口は増加し、就學兒童も多くなり、義務年限も延長せられ、従つて、各高等學校を通じて、入學者卒業者も加はり、第三學年生徒にして、卒業試験に及第した者の中、志望學科の都合に依つては、大學入學受験の爲、六月中に熊本を去り、その外の者も、式日以前に歸郷する向も少くないので、毎年七月一日をトして舉行してゐた卒業式の意義も、已にその半を失へる實狀に在つた。例へば、明治四十二年六月七日、杉山幹事より監督教官宛に出した通知には、

七月一日ニ於ケル本校卒業證書授與式ニハ年々生徒ノ參列スルモノ減少致シ來候處當日ハ休日ニアラズ即チ本

卒業式
席者増加
の理由と
出席者
の通知
と
勵

卒業式
廢
止
告
別
式
申
行
の
開
式

校ニ於テハ光榮アル儀式ヲ行フ日ニ候間生徒タルモノ參列致候儀ハ勿論其本分ニ有之候條以後ハ病氣又ハ萬已ムヲ得ザル事故アルモノ、外ハ必ず參列致候様各位御監督ノ生徒へ御懇諭相成度校長ノ命ニ依リ此段御通知候也

敍別式と
改稱

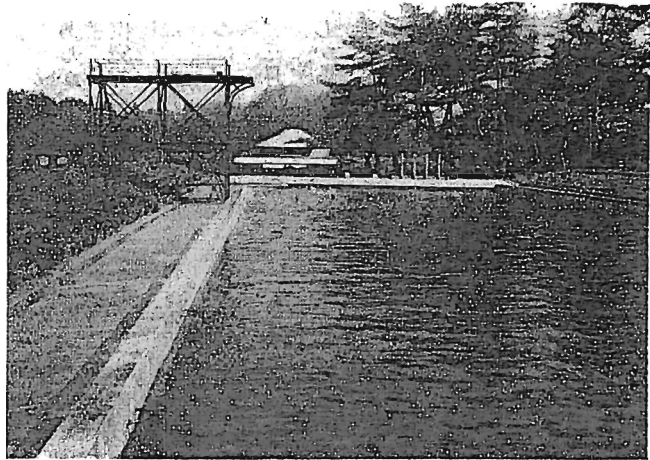
とあるが、自然の情勢は如何ともすることは出来なかつた。かくて明治四十五年六月十三日、本校々長は、文部大臣宛、卒業證書授與式は、本年より之を廢して、毎年六月中に、第三學年生徒の告別式を舉行致す可く、但本年は、六月二十一日に舉行する旨開申し、卒業式なる名稱は、明治年間を以てなくなつた。而して告別式と稱したのは、試験終了は、必ずしも第三學年生全部の卒業とはならないからでもあつたらしい。降つて大正八年よりは、三月三日、第三學期試験終了と共に、午前十時より行はれるやうになり、告別式なる語は、社會通念に相應はしからぬと云ふ理由を以て、昭和八年以後は、更に之を敍別式と改め、同日午前十時より、舊濟美館に於て行はれてゐるが、近年、學校よりの茶菓の外に、五高同窓會よりも、新入會歡迎の意味を以て、簡單な盛鉢の料理を出して、祝意を表する慣例となつてゐる。

十二 プール

プール設
置
経
緯

大正十五年雜件綴の中に、溝淵校長原案手續「體育運動振興ニ關スル照會」なるものがある。今その一部を摘録すれば、

一、第五高等學校ノ敷設ハ五萬三千餘坪ニシテ中門ヨリ正門ニ至ル校内道路ノ左右ニアル部分ハ從來畑地トシテ民間ニ貸付ケ居リシガ既ニ陳述セルガ如ク道路ノ一方ハ先般民間ヨリ取上ゲ第二運動場トシテ使用スルコ



ト、セリ、然ルニ一兩年前ヨリ熊本市ニ於テ道路ノ他方ニアル畑地ニブルヲ造設シ第五高等學校ト市ニテ共用シタキ希望アリ市長ヨリ内談アリシヲ以テ當校評議員會ニ諮リタルニ差支ナキノミナラズ當校敷地内ニブルヲ造設スルコトハ生徒ノ健康増進上有益ナルベシトノ意見ナリシヲ以テ更ニ本省會計課長ノ内意ヲ質シタルニ第五高等學校ニ寄附ノ目的ヲ以テ造設スルブル用地ヲ熊本市ニ貸與シ竣功ノ上熊本市ヨリブルノ寄附ヲ受クルコトハ差支ナシトノコトナリシヲ以テ熊本市長ニ内諾ヲ與ヘ置ケリ、熊本市ニ於テハ其後ブルノ設計、造設費ノ捻出等ニ付キ調査中ナリシガ數日前市會ニ於テ工費一萬四千五百圓ノ豫算ヲ以テ長五十米突幅十六米突ノブルヲ第五高等學校敷地内ニ造設スル旨決議セリ依ツテ近日正式ノ手續ヲ經テ本省ノ御許可ヲ出願スル積ナリ、愈々ブル竣功ノ曉ニハ生徒ノ體育上裨益スル所少ナカラザルベシト信ズ

熊本市との覺書

と記されてゐる。而して昭和三年雜件綴中の「覺書」は、左の通りである。

覺書

- 一、水泳場使用期間ハ毎年六月一日ヨリ九月三十日迄トス毎日ノ開閉時刻ハ午前八時ヨリ午後六時迄トス但練習競技等ノ都合ニヨリ期間又ハ時刻ヲ延長或ハ短縮スルコトアルベシ
- 二、七月一日ヨリ八月三十一日迄ハ市ニ於テ専用スルモノトス
- 三、六月及九月ノ二ヶ月間ハ左ノ時間割ニ依リ使用スルモノトス
六月二十日ヨリ同月三十日ニ至ル迄及九月十一日ヨリ同三十日ニ至ル迄ハ毎週月、火、水、木、金ノ五日間
ハ午後一時ヨリ同四時迄、土曜ハ午前十時ヨリ正午迄、九月一日ヨリ同月十日迄ハ毎週日曜ヲ除キ午前十時ヨリ正午迄第五高等學校ニ於テ使用ス
- 四、熊本市立學校生徒又ハ兒童ヨリ使用料ヲ徵集スル場合ハ第五高等學校生徒ヨリモ使用料ヲ徵集スルモノトス但第五高等學校専用中ハ此限ニアラズ
- 五、第五高等學校生徒ノ使用料ハ一般人（熊本市立學校生徒又ハ兒童以外）ヨリ低減スルモノトス
（本校生徒ニハ同數券（十六回分四十錢一回二錢五厘）ヲ校内集會場ニテ販賣スルコト、シモシ一回分ヲブル入口ニテ購入スルトキハ一般人ト同様三錢トス）
- 六、水泳大會ハ土曜ノ午後、日曜又ハ大祭日ニ於テ行フモノトス
- 七、水泳大會ノ舉行ハ熊本市ト第五高等學校ニ於テ協定スルモノトス
- 八、維持保管ニ要スル費用ハ一切熊本市ニ於テ負擔スルモノトス

専用井戸の開鑿

等で、生徒にも、一般人にも、相當利用されてゐたが、維持保管上、種々支障を生じたので、熊本市は、全く之が使用を中止し、名實共に本校の専有する所となつた。然るに、本校に於て専用するとなれば、水道料の支出だけでも容易でないので、昭和九年末、プールの西南隅に隣接して、井戸を開鑿し、隨時換水を行つてゐるのである。

十三對 七 高 戰

大正八年以降同十五年に至る八年の間、毎年七月、第一學期試験終了直後に行はれてゐた本校龍南會對七高校友會野球陸上競技の兩試合こそは、當時在校の人々は勿論のこと、長へに龍南人の語り草となるであらう。庶務容に保存されてゐる兩校の校長教頭間に取交はされた文書だけでも、隨分の當になつてゐることから考へても、課易ならぬ事であつたことが察せられる。而して明治四十二年冬季休暇中に、柔劍道庭球の三部は遠征し、野球部は邀撃したことなどは、所謂對七高戰とは稱せられてゐないので、茲には記さぬ。

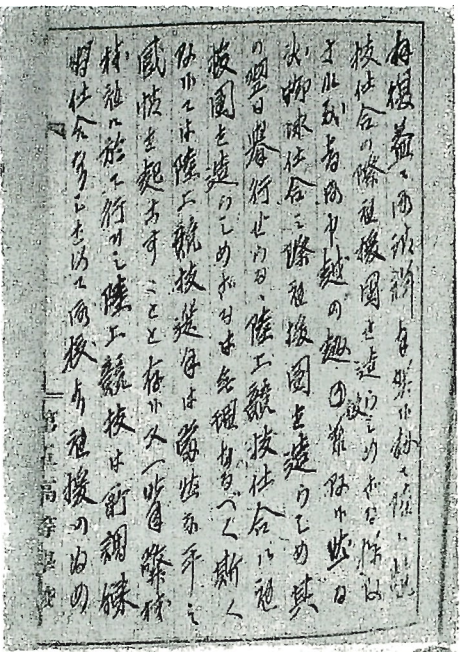
對七高戰協定事項

今一例として、紛擾を惹起した年、即ち「大正十五年度對七高戰協定事項」を掲げて見れば、
A、期日ニ關スル件

- 一、原則トシテ本年度ハ陸上競技ハ野球試合ノ翌々日ニ之ヲ行フ
- 二、七月十二日ハ之ヲ野球試合ニアツ
- 三、雨天其他ノタメ試合舉行出來エザル時ハ十四日マデ陸上競技ハ十六日マデ延期シ得
- 四、十二、十三、試合不舉行十四日モ亦降雨又ハ天候曖昧ニシテ野球試合ヲ舉行シ得ルヤ否ヤ疑ハシキ時ハ兩校當事者午前九時會合ノ上決行如何ヲ決定シ決行ノ際ハ號砲(花火三發)ヲ以テ午前十時ニ之ヲ一般ニ

報ズ

午前十時決行決定ノ際ハ試合開始時刻ハ午後三時マデ延ス事ヲ得
但雨天ノタメ決行如何ノ最後ノ決定ハ熊本測候所ノ斷定ニヨル、但シ午前十時ニ決行スルモ尙試合前後ニ於テ降雨アル時ハ試合決定如何ハ之ヲ審判員ノ決定ニ委任ス



溝淵校長より七高校長宛に於て決行したる手紙

- 五、陸上競技ハ之ヲ前日午後九時ニ兩校當事者之ヲ決定ス、右決定以後當日降雨ノ節ノ決行如何ノ決定ハ之ヲ審判長ニ委任ス
 - 六、野球試合モ陸上競技モ各期間内ニ決行シ得ザル時ハ本年度試合ハ之ヲ中止ス
- B、時刻ニ關スル件

- 一、原則トシテ野球試合ハ午後二時ニ之ヲ開始ス
 - 二、野球試合ニ於テ初メ五高軍選手ヲ擁シテ入場シ七高軍ヲ迎フ
- 午前十一時半五高軍入場シソレヨリ三十分以内ニ七高軍入場スベキコト